

意向調査票提出(R7.4.24～追加調査)にあたっての注意点

- 本調査は、自家用車活用事業について各社の実施の意向を確認するものです。自家用車活用事業の実施にあたっては、別途許可を受ける必要があります。また、並行して許可申請を行うことも可能です。(すでに許可を受けている事業者は新たに許可を受ける必要はございません。)
- 複数の営業所で自家用車活用事業を実施する予定がある場合は、営業所ごとに別葉で作成して下さい。
- 稼働台数については、時間枠ごとに稼働していた台数の累計(運行開始から3月末)を記載してください。
- 追加配分を希望する台数については、不足車両数を上限とします。
- 希望する台数を追加配分することができない場合がございますが、ご了承ください。
- 既に前回の調査(令和7年4月14日～18日に実施)で意向調査票を提出されている営業所について、配分を希望する台数が変わらない場合は改めての提出は不要です。
変更がある場合は変更後の希望する台数を記載し改めて提出してください(【例】前回5台の配分を希望したが、今回の調査にあたってさらに5台希望し、合計10両希望する場合→配分を希望する台数の欄には「10台」と記載してください)
- 提出期限(令和7年4月30日(水)15時)までに、各運輸支局へ原則電子メールで提出してください。電子メールによることが困難な場合は個別にご相談ください。

<今後のスケジュール>

4月30日(水)	本調査票の提出期限
5月上旬以降	使用可能車両数を決定、通知

- その他、不明点は埼玉運輸支局までお問い合わせください。